

平成23年4月1日

事業主様

東京都電機健康保険組合  
理事長 鈴木 敏雄



## 東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の影響による

### 当組合の対応について（その2）

標記につきましては、平成23年3月25日付「東北地方太平洋沖地震の影響による当組合の対応について」お知らせいたしましたが、この度、厚生労働省より「医療機関での受診・窓口負担」の取扱について通知がありましたので、当組合も同様に下記のとおり対応いたします。

何かとご迷惑をお掛け致しますが、被保険者及び被扶養者の皆様に広くご周知いただきますようお願い申し上げます。

#### 記

### 被災された被保険者及び被扶養者に関すること

#### 医療機関での受診・窓口負担について

1. 被保険者証（保険証）が無くても受診できます。

地震により被災し被保険者証がお手元にない場合でも病院、診療所で氏名、生年月日、勤務する事業所名を告げることで、保険診療を受診することができます。（平成23年5月31日まで）

2. 窓口負担の支払は、免除します。

以下のイ及びロのいずれも該当する方については、一部負担金等の窓口負担を医療機関に支払う必要がありません。

イ 災害救助法の適用市町村のうち

① 岩手県全34市町村、宮城県全35市町村、福島県全59市町村、青森県八戸市、上北郡おいらせ町、茨城県水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたち

なか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、銚田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡太子町、稲敷郡阿見町、那珂市、稲敷郡美浦村、稲敷郡河内町、筑西市、稲敷市、北相馬郡利根町、栃木県宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須烏山市、さくら市、那須塩原市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町、千葉県旭市、香取市、山武市又は山武郡九十九里町（平成23年3月17日14時現在の状況です、以降追加される市町村も含まれます）

② 長野県下水内郡栄村、新潟県十日町市、上越市又は中魚沼郡津南町（平成23年3月13日19時現在の状況です、以降追加される市町村も含まれます）

ロ 災害救助法が適用されている被災地域の住民であり、以下の申し立てを行なった方

- ① 住宅が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
- ② 主たる生計維持者が死亡したり、重篤な傷病を負った方
- ③ 主たる生計維持者が行方不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- ⑥ 福島県第1・第2原発事故に伴ない政府の避難指示・屋内退避指示の対象となっている方（福島第1原発から半径30キロ圏内）

※ 地震発生後、被災地域から他の市町村に転出された方も対象となります。

上記に該当する方の窓口負担につきましては、免除いたします。

ご不明な点がございましたら下記にお問い合わせください。

◆ 被保険者証（保険証）の再交付関係

業務部 業務一課 Tel 03-3834-7213

◆ 診療費（窓口負担）関係

調査室 審査課 Tel 03-3834-7215

電話番号はお間違えのないよう、ご注意ください。